医政発 0929 第 1 号 令和 7 年 9 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が 定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働 大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について(通知)

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示(令和7年厚生労働省告示第262号)が本日別添のとおり公布され、告示日(令和7年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている病床機能報告)より適用されることとなりました。(ただし、令和6年4月1日から同年5月31日までの期間に係る報告内容等については、改正前のなお従前の例による。)

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御 了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いい たします。

なお、病床機能報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、 医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム(G-MIS)により報告を 行うこととしており、令和7年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入 要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載し ているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医 療機関、関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和7年度病床機能報告 確認·記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html

○令和7年度外来機能報告 確認·記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html

第1 改正の主な内容

病床機能報告の報告内容等のうち「入院患者に提供する医療の内容」について、診療報酬改定等を踏まえ、以下のとおり改正する。

- 1 「救急医療の実施状況」の項目について、「急性期充実体制加算の算定件数」の区分を「急性期充実体制加算1及び2の算定件数」に細分化
- 2 「急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況」の項目について、以下のとおり改正
 - (1) 「入退院支援加算1及び2の算定件数」の区分を「入退院支援加算1 から3までの算定件数」に細分化
 - (2) 「入院時支援加算の算定件数」の区分を「入院時支援加算1及び2の 算定件数」に細分化
- 3 「疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況」の項目について、「急性期リハビリテーション加算の算定件数」を追加
- 4 「病床を有する診療所の機能」の項目について、「診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。)」に関する規定を削除
- 5 「医科歯科の連携状況」の項目について、「周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) の算定件数」の区分を「周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ) から (Ⅳ) までの算定件数」に細分化

第2 適用期日等

告 示 日:令和7年9月29日

適用期日:告示日(ただし、令和7年10月1日から同年11月30日までに行 うものとされている病床機能報告から適用し、令和6年4月1日 から同年5月31日までの期間に係る報告内容等については、なお 従前の例による。)

以上

医第776-1号 令和7年10月22日

保健所設置市保健所長 様

医療整備課長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が 定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働 大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について(通知)

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和7年9月29日付け医政発0929第1号で厚生 労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、管内医療機関への周 知をお願いします。

また、一般社団法人埼玉県医師会会長と一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対して会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。

厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載していますので御参照ください。

≪参照≫ 医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html

担 当:医務担当

電 話: 048-830-3539 FAX: 048-830-4802

E-Mail: a3530-03@pref.saitama.lg.jp